

新市まちづくりプラン

(新市建設計画)

員弁地区町合併協議会

平成25年12月いなべ市改定

目次

I	序論	1
1	合併の必要性	1
	(1) 背景	1
	(2) 効率的な新しいまちづくりの必要	2
2	計画策定の方針	3
	(1) 計画の趣旨	3
	(2) 計画の構成	3
	(3) 計画の期間	3
	(4) その他	3
II	新市の概況	4
1	新市の概況	4
	(1) 位置・面積	4
	(2) 人口	4
	(3) 世帯数	5
	(4) 産業規模	5
2	新市の課題	7
III	主要指標の見通し	9
1	人口	9
	(1) 目標人口	9
	(2) 就業人口	9
2	世帯	10
IV	新市のまちづくりの基本方針	11
1	新市のまちづくりの将来像	11
2	新市のまちづくりの基本方針	12
	(1) 豊かな自然とうるおいのある環境共生のまちづくり	12
	(2) 健やかに輝き暮らせる健康福祉のまちづくり	13
	(3) のびやかで創造性が光る教育・文化のまちづくり	13
	(4) 活力と活気あふれる産業のまちづくり	13
	(5) 快適な暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり	14
	(6) みんなでつくるまちづくり	14

V	施策の大綱	15
1	豊かな自然とうるおいのある環境共生のまちづくり	17
	(1) 環境・景観の保全と創造	17
	(2) 公園・緑地・広場の整備	17
	(3) 住宅・宅地の整備	17
	(4) 上・下水道の整備	18
	(5) 環境衛生対策の充実	18
2	健やかに輝き暮らせる健康福祉のまちづくり	19
	(1) 保健・医療の充実	19
	(2) 福祉機能の充実	19
	(3) 地域福祉の推進	20
	(4) 高齢者福祉の充実	20
	(5) 障害者福祉の充実	20
	(6) 児童福祉の充実	21
	(7) 人権思想の高揚	21
	(8) 社会保障の充実	21
3	のびやかで創造性が光る教育・文化のまちづくり	22
	(1) 幼児教育・学校教育の充実	22
	(2) 青少年の健全育成	22
	(3) 生涯学習の充実	23
	(4) スポーツ、文化の振興	23
	(5) 郷土文化の継承と創造	23
	(6) 国際交流の推進	24
4	活力と活気あふれる産業のまちづくり	25
	(1) 農林水産業の振興	25
	(2) 工業の振興	25
	(3) 商業の振興	26
	(4) 観光の振興	26
5	快適な暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり	27
	(1) 道路・交通網の整備	27
	(2) 高度情報通信網の整備	27
	(3) 消防・防災体制の充実	28
	(4) 交通安全・防犯体制の充実	28
	(5) 土地活用関連諸施策の充実	28

5	みんなでつくるまちづくり	29
	(1) コミュニティ活動の充実	29
	(2) 住民のまちづくりへの参画	29
	(3) 行政サービスの効率化	30
VI	新市における三重県事業の推進	31
1	三重県の役割	31
2	新市における三重県事業	31
VII	公共的施設の統合整備	32
VIII	財政計画	33
1	前提条件	33
	(1) 歳入	33
	(2) 歳出	34

I 序 論

1 合併の必要性

北勢町・員弁町・大安町・藤原町の4町は、地理的にも歴史的にも密接な関係にあり、行政区域を越えた一体的な生活圏が形成されています。

圏域における行政需要は広域化・多様化してきており、交通体系の整備やごみ処理、教育、文化、保健・医療・福祉などの分野においても広域的な視点にたった対応が求められています。

以下は、合併の必要性の背景です。

(1) 背 景

① 地方分権の推進

地方分権が実行の段階となり、自治体の自己責任能力が一層強く求められる時代となりました。自治体の自主性・自立性の尊重、地域住民の自己決定権の拡充に伴い、行政能力の質的・量的向上が望まれています。

住民の期待に応えられるサービスを確立するには、専門知識を持つ人材の確保が急務です。

特に、企画立案能力は、地域間競争のなかで、ますます重要となっています。合併により、多様な人材の発掘や育成の機会が増加するとともに、企画部門の組織の拡充が可能となります。

② 日常生活圏の広域化

通勤、通学、買い物、通院等の人の動きをみると、員弁地区4町における住民の移動は盛んになり、住民の行動範囲は広がっています。その理由として、交通手段の発達や情報流通の広域化が挙げられます。

③ 少子高齢化の進行

少子高齢化が進むということは、「税金を負担する人が減り、税金を使う人が増える」ということです。社会保障にかかる財政負担の増大により、少子高齢化が進んだ地域は多くの負担を強いられます。

後述するように、員弁地区4町は、高齢化がやや進行しているものの少子化はややゆるやかに進行している地域です。しかし、現時点で、人口構成の動向に見通しを持ち、必要に応じた施設の整備、財政基盤の整備、加えて「健康寿命」を伸ばすための保健福祉施策を推進することは、極めて重要な課題です。

少子高齢化の進行が顕著でない現在からその対応を検討するためにも、規模の拡大による効率化・専門性の向上、各種施設の適正配置、広域における総合的施策の推進を視野に入れる必要があると考えます。

④ 国・地方財政の悪化

平成13年度末の国及び地方の借金は675兆円（うち地方分190兆円）に達しています。この危機的状況に陥っている財政の立て直しのため、国は財政構造改革を進めていますが、その余波は地方財政に重大な影響を及ぼしています。

特に小規模の自治体は、今後、国庫補助金や地方交付税の削減により、厳しい財政運営を迫られることとなります。

(2) 効率的な新しいまちづくりの必要性

以上に述べた背景から、4町の将来の持続的な発展のためには、現在の豊かな自然を保ちつつ、地域のイメージアップ、若者の定住による人口集積、財政基盤の強化を図る必要があります。そして、員弁地区4町の持続的な発展のために、4町は合併し、効率的に総合的なまちづくりを推進していきます。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画においては、合併後の新市まちづくりの基本方針を定め、これに基づくまちづくりプランを策定します。この実現を図ることにより、4町の速やかな一体化を促進し、4町が力を合わせ魅力ある地域づくりと行政・住民サービスの高度化・多様化・効率化及び住民福祉の向上を図ろうとするものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画等に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための「基本方針」、その基本方針の実現に向けた「施策の大綱」、計画期間中の財政状況を推計した「財政計画」を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成16年度から平成30年度までの15年間とします。

(4) その他

新市まちづくりの基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激に変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。

財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。

II 新市の概況

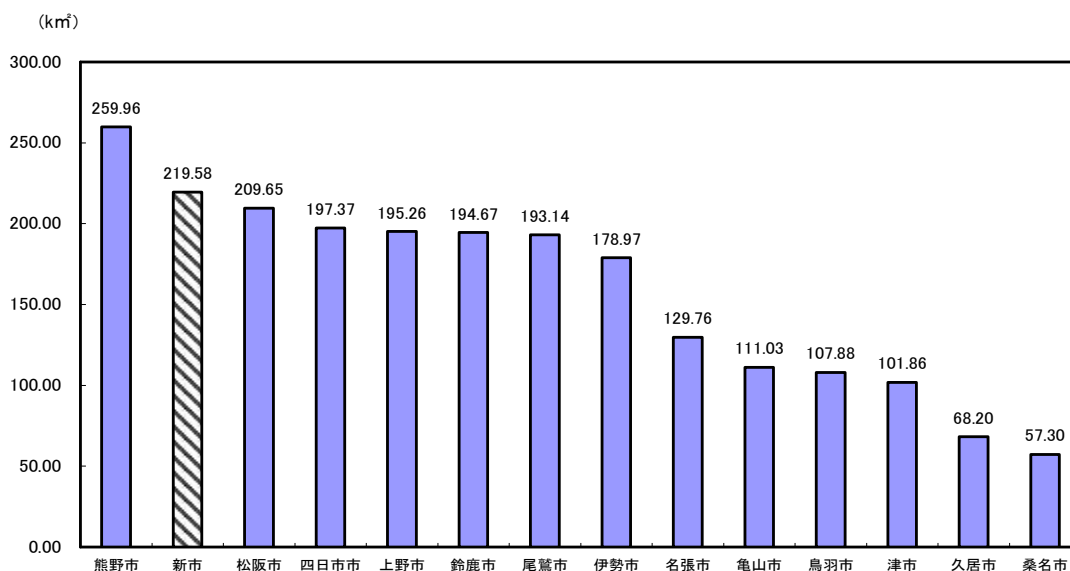
1 新市の概況

(1) 位置・面積

新市は三重県の最北端に位置し、東京から 300km、大阪から 120km、名古屋から 25km 圏内にあります。東部は多度町、東員町に、北部・西部は岐阜県と滋賀県に接し、南部は四日市圏域に隣接しています。

新市の面積は約 220k m²で、これを三重県内 13 市と比較すると、熊野市に次いで 2 番目の面積となります。

■ 面積



資料：国勢調査（平成 12 年）

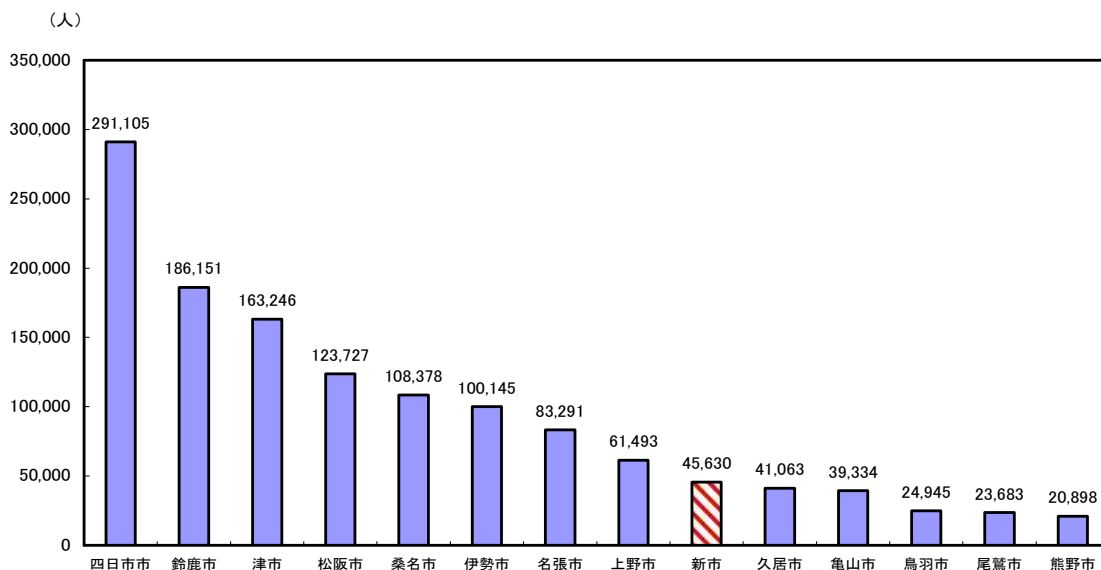
(2) 人口

新市の人口規模は平成 12 年国勢調査に基づく、45,630 人となり、三重県内では上野市に次いで 9 番目の人口規模の市となります。

平成 12 年の国勢調査による新市の年齢 3 区分で見ると、年少人口比率が 16.0%、生産年齢人口比率が 64.5%、老年人口比率が 19.5%となっています。これを、平成 7 年の国勢調査と比較すると、年少人口・生産年齢人口比率が減少し、老年人口比率は増加しています。

また、平成 12 年の全国の老年人口比率は 17.4%で、三重県は 18.9%であり、国・県よりも高齢化がやや進行しています。

■ 人 口



資料：国勢調査（平成12年）

(3) 世帯数

平成12年の国勢調査に基づく、世帯数は13,750世帯となります。

また、1世帯当たり人員は、三重県全体の平均2.92人を上回り、3.32人となります。

(4) 産業規模

就業者総数は、平成12年国勢調査に基づく23,565人となります。産業別構成については、第1次産業3.1%、第2次産業50.0%、第3次産業46.7%となります。

農業については、粗生産額44億3千万円、総農家数3,448戸となります。

工業については、事業所数249、従業者数11,577人、製造品出荷額等5,596億9千万円となります。なお、製造品出荷額等は、四日市市、鈴鹿市に次いで県下3番目の規模となります。

また、商業については、商店数513、従業者数2,401人、年間商品販売額398億9千万円となります。

合併を契機とした産業立地環境の向上や観光資源間の有機的な連携の強化等により、産業の振興が期待されます。

■ 新市の規模

項 目		合併後の規模	
人口規模	総人口 (平成 12 年国勢調査)	45,630 人	
	高齢者数 高齢化率 (平成 12 年国勢調査)	8,916 人 19.5%	
	行政区域名積 (平成 12 年 10 月 1 日現在)	約 220 k m ²	
産業規模	就業者総数 (平成 12 年国勢調査)	23,565 人	
	就業構成 (平成 12 年国勢調査)	第 1 次産業	3.1%
		第 2 次産業	50.0%
		第 3 次産業	46.7%
	総農家数 (平成 12 年)	3,448 戸	
	農業粗生産額 (平成 12 年)	44 億円	
	工業 (平成 13 年工業統計調査)	事業所数	249
従業者数		11,577 人	
製造品出荷額等		5,597 億円	
商業・小売業 (平成 11 年商業統計調査)	商店数	513	
	従業者数	2,401 人	
	年間商品販売数	399 億円	

2 新市の課題

さきに策定した「新市将来構想」の新市の概況、広域圏における位置づけ及び合併についての住民アンケート調査結果から整理すると、新市の課題は、以下のとおりです。

【新市の概況】

- 総人口 45,630 人
行政区域総面積 約 220K m²
- 高齢化がやや進行し、少子化はややゆるやかに進行
- 県全体と比べると、第2次産業の割合が高い
- 名古屋圏域の一面
- 滋賀県・岐阜県に接する三重県の北の玄関口
- 首都圏・中部・関西をつなぐ国土軸の中枢部に位置する交通立地
- 魅力ある美しく豊かな自然環境
- 日常の生活行動圏域は、行政区域を越えて流動している

【広域圏における位置づけ】

- 三重県総合計画第2次実施計画
2010年への変革と創造
「桑名・員弁生活創造圏」において地域でめざすこと
 - ・ 地域のポテンシャル（発展可能性）を生かして産業の育成、集積をはかる
 - ・ 「環境に優しい圏域づくり」の取り組み
 - ・ 市民活動団体との協働
 - ・ 農山漁村交流体験の促進

【住民の意向】

- 満足度が特に高いのは、「自然環境の豊かさ」
- 満足度が特に低いのは、「交通機関の便利さ」
- 重点施策の要望は、
 - 第1位：「若い人たちがずっと住み続けられるまちづくり」
 - 第2位：「高齢者、障害者のための施設の整備や支援体制づくり」
 - 第3位：「急な病気やけがに対応できる体制づくり」
 - 第4位：「火災や災害に迅速に対応できる体制づくり」
 - 第5位：「ごみ処理・リサイクルの方法や設備の整備」
- 今後の行政運営については、「構造改革に取り組み、お金を効率的に使う方法をまず考えるべき」という意向

【新市の課題】

【前提】 計画的で効率のよい行財政運営

- 〈課題1〉 自然環境の保全・活用
- 〈課題2〉 高齢社会・子育て支援に対応した健康福祉の重視
- 〈課題3〉 教育と文化の重視
- 〈課題4〉 産業活力の飛躍
- 〈課題5〉 生活基盤の充実
- 〈課題6〉 まちづくりへの住民参画の推進

(参考資料) 住民アンケート調査の概要

■ 調査対象及び調査方法

調査対象	員弁地区4町（北勢町・員弁町・大安町・藤原町） に居住する18歳以上の男女
サンプル数	10,000
調査方法	郵送法
調査時期	平成14年5月

■ 回収結果

町名	人口（人）	配布数	有効回収数	有効回収率
北勢町	14,443	3,032	1,649	54.4%
員弁町	8,687	2,023	975	48.2%
大安町	15,186	3,163	1,425	45.1%
藤原町	7,314	1,782	1,104	62.0%
合計	45,630	10,000	5,153	51.5%

[各町の人口は平成12年国勢調査より]

Ⅲ 主要指標の見通し

1 人口

(1) 目標人口

平成7年及び12年の国勢調査の人口をベースにしたコーホート法による人口推計値と、平成4年から13年の住民基本台帳の人口をベースにしたトレンド法による人口推計値に、新市において企業誘致などの産業振興や従業員の定住化で想定される人口増を加味し、新市の平成30年における目標人口を46,000人と設定します。

(2) 就業人口

平成12年の産業別就業者数（国勢調査）をベースに、平成7年からの年平均伸び率により、第1次・第2次・第3次産業就業者数を推計すると、第1次産業576人（2.4%）、第2次産業11,352人（47.3%）、第3次産業12,072人（50.3%）となります。

その他（分類不能）を合わせて、新市の平成30年の就業人口を24,000人と想定します。

■ 人口の見通し

（単位：人）

区分	平成12年 (国勢調査)	平成22年 (国勢調査)	平成30年
総人口	45,630	45,684	46,000
年少人口 (0～14歳)	7,286	6,345	5,239
生産年齢人口 (15～64歳)	29,428	29,057	26,625
老年人口 (65歳以上)	8,916	10,282	14,136
就業人口	23,565	23,809	24,000
第1次産業	740	553	576
第2次産業	11,778	11,000	11,352
第3次産業	11,001	11,749	12,072

2 世 帯

平成4年から13年の住民基本台帳の世帯数をベースにトレンド法による1世帯当たり人員の予測を行いました。平成30年の1世帯当たり人員は、2.95人と予測されます。

よって、 $46,000 \div 2.95 = 15,593$

新市の平成30年における世帯数を、15,593世帯と想定します。

IV 新市まちづくりの基本方針

1 新市のまちづくりの将来像

■ 新市のまちづくりの将来像

人が生きる 緑がいきる 技が活きる
いきいき・^{ゆめのまち}夢舞台いなべ

さきに策定した新市将来構想における新市まちづくりの将来像「人が生きる 緑がいきる 技が活きる いきいき・^{ゆめのまち}夢舞台いなべ」を、本計画における新市の将来像として位置づけます。

新市は、名古屋圏域の一画に位置し、滋賀県・岐阜県に接する三重県の北の玄関口です。今後、広域幹線道路網の形成により、産業・文化が一層、活性化する地域として「いきいき・^{ゆめのまち}夢舞台いなべ」をめざします。

「いきいき」の内容は以下のとおりです。

住民が健やかに輝き生きています。地域の特徴である魅力ある美しく豊かな緑がいきています。そして、技術を活かして、第1次・第2次・第3次産業が発展することにより、住民の夢が実現します。

2 新市のまちづくりの基本方針

将来像である「人が生きる 緑がいきる 技が活きる いきいき・^{ゆめのまち}夢舞台
いなべ」を実現していくための基本方針は、以下のとおりです。

- (1) 豊かな自然とうるおいのある環境共生のまちづくり
- (2) 健やかに輝き暮らせる健康福祉のまちづくり
- (3) のびやかで創造性が光る教育・文化のまちづくり
- (4) 活力と活気あふれる産業のまちづくり
- (5) 快適な暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり
- (6) みんなでつくるまちづくり

(1) 豊かな自然とうるおいのある環境共生のまちづくり

新市は、豊かな自然に恵まれています。これに加えて豊かな環境と快適な生活との両立をめざした環境共生のまちづくりが求められています。

今後は、豊かな自然環境を守るため大量消費・大量廃棄の生活様式を見直し、地域内循環を促進する取り組みを住民・事業者と行政が共同で行っていく必要があります。

特にごみ処理については、処理体制を充実させることに加えて、分別収集、リサイクルや生ごみの堆肥化等ごみを減らすことにより、循環型社会を実現していくことが求められています。

また、農地・森林の保全に努める等、総合的に環境共生のまちづくりを行います。

(2) 健やかに輝き暮らせる健康福祉のまちづくり

高齢者、障害者、児童を含むすべての住民が、住み慣れた地域のなかで健やかに暮らせるまちづくりを行います。すべての人がともに輝き暮らせる地域づくりのためには、住民が共に助け合い、支え合う社会システムづくりが重要です。

合併により、高齢者、障害者の保健・医療・福祉サービスの高度化を推進する一方で、行政と民間が協働して地域福祉を拡充するネットワークづくりや支援体制を構築していきます。

(3) のびやかで創造性が光る教育・文化のまちづくり

生涯を通じて、自らの個性と能力を伸ばし、いきいきとした人生を築きたいという意識の高まりとともに、多様で高度な学習需要に対応していきます。

豊かな心、国際的な広い視野、創造力を持った魅力ある人材を育む教育・文化のまちづくりに努めます。

このため、総合型地域スポーツ文化クラブ等を通して、学習や芸術・文化活動、スポーツ・レクリエーション等、自己実現に取り組むことのできる場や環境づくりを行います。

また、地域に根ざした郷土文化の保存、伝承を図るとともに、新たな地域文化を創造していきます。

(4) 活力と活気あふれる産業のまちづくり

新市の発展を支え、活力と活気を生み出す源泉は産業活動にあると考えます。また、多様な雇用機会の確保・創出は、若者の定住、人口の増加のための重要な条件となります。

このため、基幹産業としての工業、個性的で地域特性を生かした農林水産業、活気ある商業の実現に向け、既存産業の一層の高度化と体質強化を図ります。

また、新規成長産業の育成を進め、より競争力が強く時代の変化に柔軟に対応できる都市の形成に取り組みます。これらを通して、経済的な豊かさ、生活のゆとりを実感できる活力と活気あふれる産業のまちづくりをめざします。

(5) 快適な暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり

新市が、大きく羽ばたき人々をひきつけていくためには、活力ある都市活動、機能的で美しい都市空間等、都市としての拠点性と総合的な魅力を一層高めていくことが重要であると考えます。

このため、幹線道路網、高度情報通信網の整備や、計画的な都市基盤の整備により、都市の機能性、拠点性を高めます。

また、安心して暮らせるよう災害に強いまちづくりを進めるとともに、消防・防災・救急、交通安全、防犯等日常生活の各方面にわたって住民の安全確保を図ります。

(6) みんなでつくるまちづくり

新しいまちづくりは、住民一人ひとりが主役と考えます。従来の町の境を取り払い、新市の自然や文化、人材といった貴重な資源を有効に活用した新しいまちづくりを進めるには、住民の意見や要望をより良く反映させるとともに、住民自身がまちづくりに積極的に参画することが必要です。

また、生活の基盤となる各地域の活性化こそが、市全体の活力の源です。各自治会を積極的に支援し、地域の自治機能を強化するとともに、ボランティア団体や民間非営利組織（NPO）等を育成、支援することにより、住民の社会参画を推進します。

さらに、住民の地域社会やまちづくりへの参画を促すには、広報の充実と情報の公開が欠かせません。情報の電子化を進め（電子自治体の構築）、様々な機関との情報のネットワーク化（総合行政ネットワークLGWAN）を推進し、事務の効率化を図るとともに、住民サービスの向上に努めます。

V 施策の大綱

将来像である「人が生きる 緑がいきる 技が活きる いきいき・^{ゆめのまち}夢舞台
いなべ」を実現していくための施策の体系は、以下のとおりです。

1 豊かな自然とうるおいのある環境共生のまちづくり

- ① 環境・景観の保全と創造
- ② 公園・緑地・広場の整備
- ③ 住宅・宅地の整備
- ④ 上・下水道の整備
- ⑤ 環境衛生対策の充実

2 健やかに輝き暮らせる健康福祉のまちづくり

- ① 保健・医療の充実
- ② 福祉機能の充実
- ③ 地域福祉の推進
- ④ 高齢者福祉の充実
- ⑤ 障害者福祉の充実
- ⑥ 児童福祉の充実
- ⑦ 人権思想の高揚
- ⑧ 社会保障の充実

3 のびやかで創造性が光る教育・文化のまちづくり

- ① 幼児教育・学校教育の充実
- ② 青少年の健全育成
- ③ 生涯学習の充実
- ④ スポーツ、文化の振興
- ⑤ 郷土文化の継承と創造
- ⑥ 国際交流の推進

4 活力と活気あふれる産業のまちづくり

- ① 農林水産業の振興
- ② 工業の振興
- ③ 商業の振興
- ④ 観光の振興

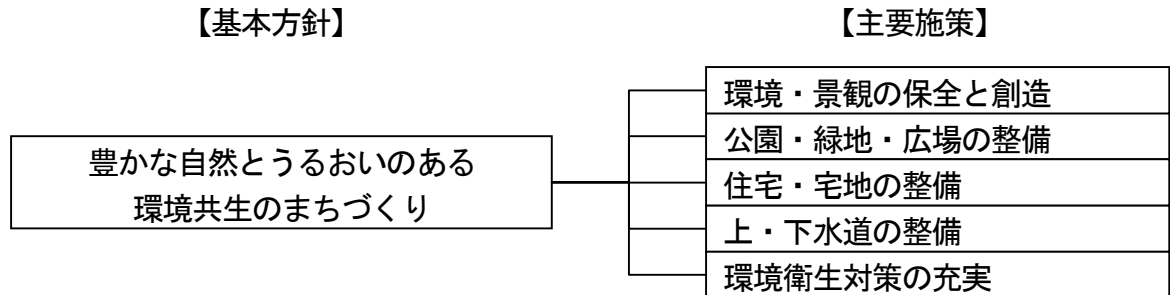
5 快適な暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり

- ① 道路・交通網の整備
- ② 高度情報通信網の整備
- ③ 消防・防災体制の充実
- ④ 交通安全・防犯体制の充実
- ⑤ 土地活用関連諸施策の充実

6 みんなでつくるまちづくり

- ① コミュニティ活動の充実
- ② 住民のまちづくりへの参画
- ③ 行政サービスの効率化

1 豊かな自然とうるおいのある環境共生のまちづくり



(1) 環境・景観の保全と創造

恵まれた自然を守るため、河川の汚濁防止や、山林、水辺の自然環境保全、動植物等の生息環境の保全に努めます。

また、遊休農地の活用、自然景観と調和した市街地や農村の景観づくり等を促進し、住民・事業者・行政が一体で総合的な環境施策を推進します。

(2) 公園・緑地・広場の整備

住民が一日ゆっくり過ごせる公園や、河川敷を利用した親水公園や誰もが集える自然公園の整備を進めます。

また、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ、憩える場、子どもが安心して遊べる場を確保するため、計画的に公園・緑地・広場の整備に努めます。

(3) 住宅・宅地の整備

若者の定住の促進と質の高い快適な居住環境づくりに向けて、ニーズに即した良好な宅地の造成を図り、新たな住宅地の形成に努めます。また、既存住宅地についても適切な開発指導を行いながら、多様なニーズや地域特性に即した良質で魅力ある住宅建設を促進します。

市営住宅については、老朽化住宅の建替えや、住宅の譲渡を行い、残存する問題は一般対策の充実のなかで解決に努めます。

(4) 上・下水道の整備

一日も欠かせない水の供給については、安全でおいしい水の安定供給に向けて、水源を確保しながら、水質管理の徹底、水道施設の計画的な整備充実を図り、水道事業の効率化及び健全運営を行います。

下水道については、美しい自然環境と快適な居住環境を確保するために、公共下水道の整備を計画的に推進するとともに、農業集落排水を含め、水洗化率（注1）の向上をめざします。

(5) 環境衛生対策の充実

増大・多様化するごみの排出動向に即し、容器包装リサイクル法に基づき、ごみ集積場、リサイクルセンターの整備など、収集・処理体制の充実に努めます。また、住民や事業者の協力を得ながら、分別排出の徹底や自主的なリサイクル運動によるごみの減量化、さらには不法投棄の防止に努めます。

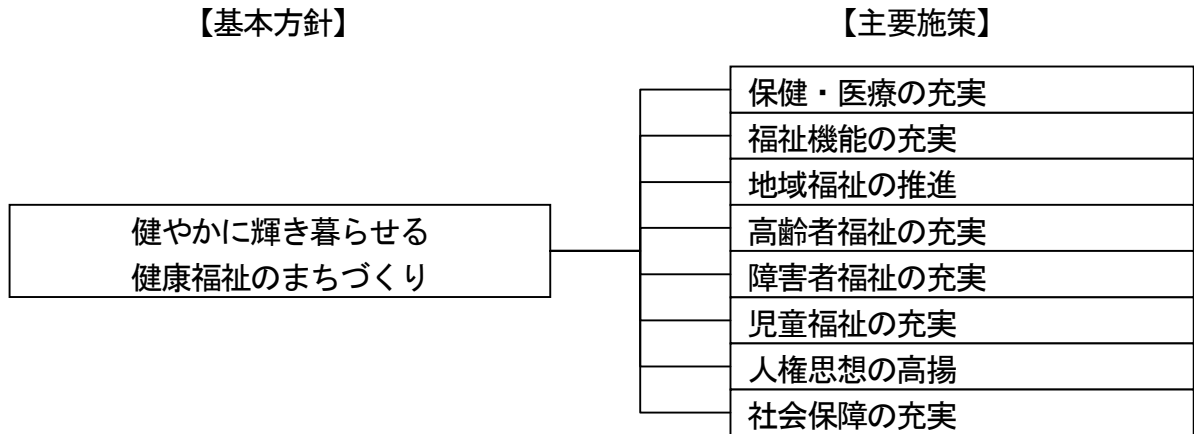
汚泥処理については、収集・運搬・処理体制の維持・充実に努めます。

また、斎場については、今後の人口増加により、その整備に努めます。

施策	主要事業
環境・景観の保全と創造	道路・河川景観整備事業
公園・緑地・広場の整備	公園整備事業
住宅・宅地の整備	市営住宅建替事業
上・下水道の整備	上水道整備事業
	公共下水道整備事業
環境衛生対策の充実	廃棄物処理施設等整備事業
	リサイクルセンター整備事業
	斎場整備事業

注1 公共下水道の接続済み世帯数を処理区域内世帯数で割ったもの。

2 健やかに輝き暮らせる健康福祉のまちづくり



(1) 保健・医療の充実

住民一人ひとりが、生涯を通じて健康で心豊かに生活できるよう、住宅の健康管理意識の高揚や健康づくり体験などの啓発事業を通して、自主的・主体的な健康づくりに努めます。

各種検診や人間ドック等保健事業の充実、総合的な健康管理システムの構築等を含め、乳幼児期から高齢期に至るまでの各世代が集える総合健康福祉センターの整備に努めます。

また、医療ニーズの高度化・多様化や、救急・休日・夜間の医療ニーズの応えられるよう、医療機関との連携や住民への情報提供を強化し、地域医療体制の拡充に努めます。

(2) 福祉機能の充実

新市に福祉事務所を設置し、保健・医療・福祉・教育の連携を強化することにより、総合的な福祉施策を推進します。

(3) 地域福祉の推進

高齢者、障害者、児童を含むすべての住民が、住み慣れた地域のなかで、共に助け合い・支え合いながら輝き暮らせる相互支援精神にあふれた地域社会の構築をめざします。

そのために、地域福祉活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会や民生児童委員の福祉活動を積極的に支援するとともに、ボランティアや民間非営利組織（NPO）による活動を支援します。

また、高齢者や障害者をはじめ、すべての住民が安心して快適に利用できるよう、道路や歩道、公共施設などのバリアフリー化を推進します。

(4) 高齢者福祉の充実

介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、増大かつ多様化するニーズに対応できるよう、民間事業者を活用しながらサービスの充実を推進します。

また、介護保険対象サービス外の介護予防・支援サービスや保健サービスの一層の充実を図り、高齢者クラブの育成やシルバー人材センターの活用、高齢者の活躍の場の創出により、高齢者の生きがい対策、シルバーパワーの活用に努めます。

老朽化している高齢者福祉施設については建替えを行い、高齢者が身近なところで介護予防サービスを受けることができるよう、施設の有効活用を促進します。

(5) 障害者福祉の充実

障害者が住み慣れた地域のなかでノーマライゼーション（注 2）の理念に基づいた生活や社会参加が実現できるよう支援するとともに、支援費制度を含めた障害者福祉施策を総合的、計画的に推進します。

注 2 障害者を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え。

(6) 児童福祉の充実

少子化への積極的な対応が重要課題となっているなか、老朽化した保育園の建替えのほか、次代を担う児童が心身ともに健やかに育成されるよう、多様化する保育ニーズに対応できる子育て支援サービスの充実、子育て支援のためのしくみづくりに努めます。加えて、母子保健活動の充実や子育てに関わる学習機会の拡充、情報提供・相談体制の充実等、総合的な子育て支援の強化に取り組みます。

(7) 人権思想の高揚

社会には、解決しなければならない人権に関わるさまざまな問題があります。人権は、すべての人が人間らしく、いきいきと生活するうえで不可欠なものです。住民が、自分自身をかけがえのない存在として大切に思え、ひいては周りの人も同様にかげがえのない存在として尊重できるような、人権が尊重されるまちづくりを進めます。

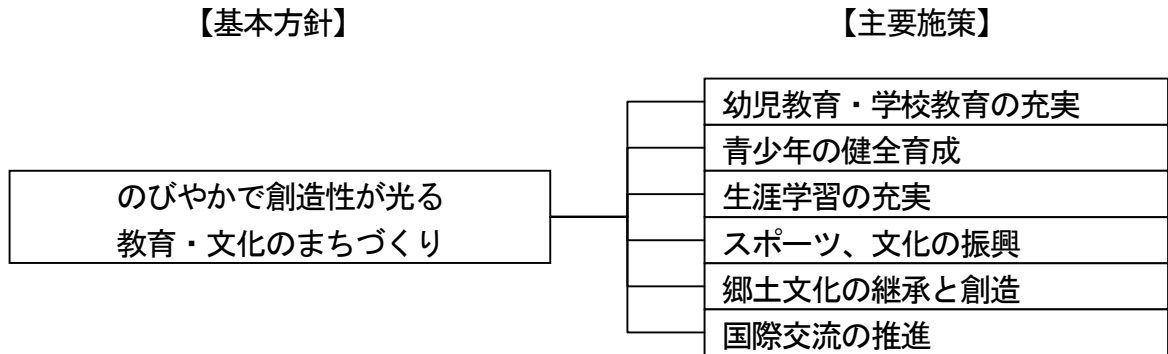
(8) 社会保障の充実

国民健康保険、介護保険等の社会保障制度の適正な運用に努めます。

また、低所得者が経済的に自立し、健康で文化的な生活を送ることができるよう、関係機関や民生児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めます。

施策	主要事業
保健・医療の充実	保健福祉施設等整備事業
地域福祉の推進	バリアフリー化推進事業
	地域バス運行事業
高齢者福祉の充実	老人福祉施設整備事業
障害者福祉の充実	保健福祉施設等整備事業（再掲）
児童福祉の充実	保育所整備事業
	子育て支援サービス事業

3 のびやかで創造性が光る教育・文化のまちづくり



(1) 幼児教育・学校教育の充実

幼児教育については、「幼保一元化」についての検討を進め、園舎の改築についても促進します。また、子育てネットワークづくりを進めるなど子育て支援に取り組めます。

明日の時代を担う子どもたちが、心豊かでたくましく育つように、地域に根ざした、特色ある学校づくりを進めます。老朽化している校舎及び体育館等については、計画的に整備を行います。

また、引き続き積極的に人権を大切にする教育を進めるとともに、高度情報化や国際化、環境問題等の新たな時代に対応した教育に取り組めます。そして、子どもたち一人ひとりがいきいきと輝き、「生きる力」を育む教育を家庭・学校・地域社会が一体となって推進します。

(2) 青少年の健全育成

社会の急激な変化に伴い、青少年を取り巻く環境が深刻になっており、地域全体で子どもを育てる必要があります。地域の子どもは地域で守り育てる環境や体制づくりを進めるなど、地域の教育力を高めていきます。

(3) 生涯学習の充実

年齢に関係なく知識を深め技能を高めることは、日々の生活に活力を与え、人生を豊かなものにします。誰もが身近で、様々な分野に挑戦できるよう、各種サークルや教室の内容を充実させるとともに、学習リーダーの育成を図ります。

また、公民館、児童館及び図書館等の生涯学習施設の整備を進めるとともに、これらの施設の相互連携と運営体制の充実を推進します。

(4) スポーツ、文化の振興

スポーツや芸術を楽しむ、実践していくことは、健康の増進や生きがいづくりにかせないばかりでなく、地域の連帯を深め、明るい地域社会の形成を図るうえで重要な役割を果たしています。

各種イベントの開催、スポーツ教室や文化サークルの実施、指導者の育成に努める一方、総合型地域スポーツ文化クラブ等を通して、スポーツ・文化団体を育成、支援します。

(5) 郷土文化の継承と創造

長い歴史のなかで、創造され継承されてきた貴重な文化財や歴史遺産をはじめ、伝統的な祭や伝統芸能等のについては、その保存に努め、住民の生活のなかで生かされ、親しめるようにするとともに、新たな地域文化の創造を図っていきます。

(6) 国際交流の推進

国際化に対応した地域社会を形成するため、友好都市との交流のほか、住民や各種団体、企業との連携を深め、文化、スポーツ等の多様多様な分野における交流を促進し、国際交流活動がより一層推進されるための機会の創出に取り組めます。

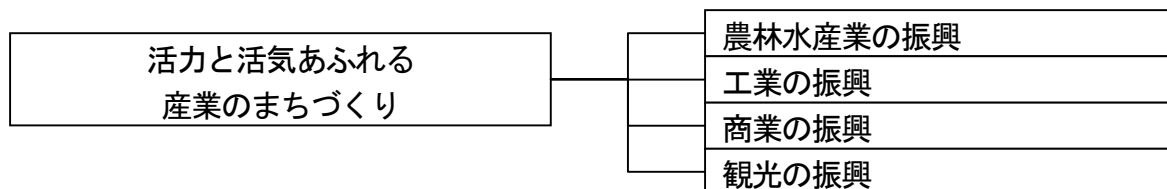
また、教育的な観点から、国際交流活動を通じて、人づくりを実践できる環境整備を行います。

施策	主要事業
幼児教育・学校教育の充実	小学校校舎等整備事業
	中学校校舎等整備事業
	学校給食センター整備事業
生涯学習の充実	生涯学習施設整備事業
スポーツ、文化の振興	スポーツ・文化団体育成、支援事業
郷土文化の継承と創造	文化財・歴史遺産・伝統芸能等保存事業

4 活力と活気あふれる産業のまちづくり

【基本方針】

【主要施策】



(1) 農林水産業の振興

農業の健全な発展と農地をはじめとする土地の保全と有効利用を図るため、就業者、農業団体、関係者の積極的な取り組みのもと、高度な技術と優れた経営感覚を有する意欲的な就業者を育成・確保します。

また、農地の集約化や作業の受委託体制の整備、環境にやさしい農業の促進、農産物のブランド化、加工・販売体制の整備、有害鳥獣対策の推進等により、都市近郊農業の振興を図ります。

近隣都市住民と農業との交流とふれあいを図るため、関係団体と協力して、観光農園や市民農園の普及を進めます。

林業は、担い手の確保や合理化の推進等により、林業の振興を図るとともに、自然環境保全機能、レクリエーション機能等森林の多様な公益的機能の保全・整備に努めます。

水産業は、内水面養殖業と観光等の連携により、観光・レクリエーション機能を充実するとともに、水産加工物の開発などを進めます。

(2) 工業の振興

道路整備等の物流環境の充実により、名古屋圏域の一面としての強みを更に強化し工業を発展させます。

高度化・情報化・新分野への進出等による既存企業の経営基盤の強化を促進するとともに、国内外の企業に対して情報発信し、新市の魅力を積極的にアピールすることにより、優良企業の誘致に努めます。

また、地域資源を生かした新しい特産物加工の研究・開発、SOHO（注

3) 等の技術や情報を活用した起業等による新しい産業づくりを支援します。
 さらに、産・学・官が連携した工業の振興を図るため、県のメディカルバレー、シリコンバレー構想等（注 4）を念頭におきながら、環境（情報ネットワーク等）の整備や本地域企業による積極的なインターンシップ受入れ等について体制づくりに努めます。

（3）商業の振興

住民に密着したサービスの展開や広域から集客する個性的な店づくりを支援するとともに、イベントの振興、道路、情報基盤等商業環境の整備を進め、商業の活性化を図ります。

特徴あるハイテク工業、伝統工芸、観光等の連携等も含めた新商業を振興します。

（4）観光の振興

新市を訪れる人々（ビジターズ）の立場に立ち、恵まれた自然環境を生かして集客交流を支える新しい産業（ビジターズ・インダストリー）を推進します。

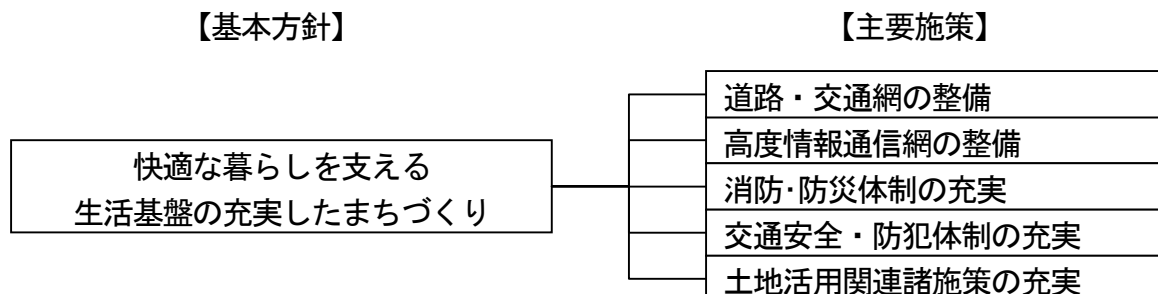
大都市近郊の地の利、観光資源、豊かな自然をそのまま生かした観光、加えて地域的な文化性を生かした観光を検討していきます。

施 策	主 要 事 業
農林水産業の振興	農林道整備事業
	生産基盤整備事業
	有害鳥獣対策事業
工業の振興	商工業振興対策事業 イベント等支援事業
商業の振興	
観光の振興	

注3 在宅勤務も含めた新しい勤務形態をさす。

注4 三重県は先端的成長産業の集積をめざし、メディカルバレー構想（医療・健康・福祉）、シリコンバレー構想（半導体）、クリスタルバレー構想（液晶等）、パールバレー構想（IT）の4つのバレー構想を推進している。

5 快適な暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり



(1) 道路・交通網の整備

第二名神自動車道、東海環状自動車道、北勢バイパス等の整備を、国・県等の関係機関に要請し、広域幹線道路網の形成を図ります。これらの高規格幹線道路等の整備により、産業・文化が一層活性化し、圏域を越えた交流が盛んになることが期待されます。

市内の幹線道路や生活道路については、広域的な利便性の向上と、交通量増加に対応するため、計画的に整備を進めます。特に合併に伴い、各公共施設等へのアクセスの向上を図るための道路整備の推進に努めます。

また、鉄道やバス等、公共交通機関の充実に努め、特に鉄道については、パークアンドライドを視野に入れた駅周辺の整備やスピードアップのための施設整備等を考慮し、乗客の利便性を図ります。

住民の利便性の向上を図るため、コミュニティバス、巡回福祉バスを運行します。

(2) 高度情報通信網の整備

情報の大容量化、高速化に対応できるブロードバンド（注5）通信網等の情報通信基盤整備を促進し、地域内外への交流の推進に努めます。

また、地域経済の振興や情報弱者への配慮を含め、生活の利便性の向上等、情報通信の活用と活性化の推進を図ります。

注5 ブロードバンド（broad=広い band=帯域）。高速大容量

(3) 消防・防災体制の充実

地震・火災・風水害等のあらゆる災害に強いまちづくりを推進するため、消防施設や防災無線等の整備を行い、消防・防災体制の充実、強化を図ります。

また、住民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成、強化に努めます。

水害対策として、未然に災害の発生を防止し、住民の安全な生活を守るため、河川整備事業を行います。

(4) 交通安全・防犯体制の充実

身近な生活道路の整備に取り組むとともに、交通安全施設の整備や啓発活動等を通じて、歩行者の安全確保を図る等、交通事故を減らす取り組みを推進します。

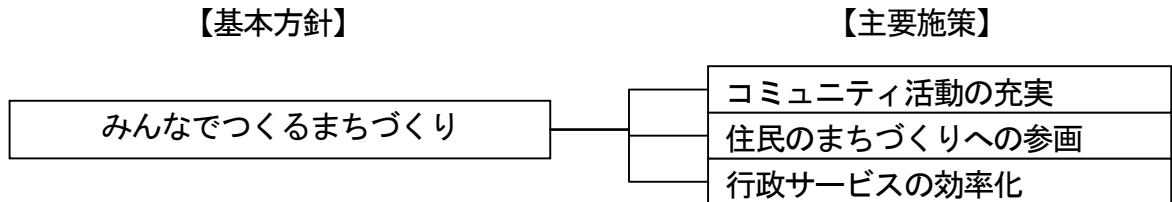
また、住民が安心して暮らせるよう、関係機関・団体との連携のもと、啓発活動を通じて防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの暴力追放運動や青少年の非行防止活動等、地域社会と行政が連携して、各種防犯安全活動の促進に努めます。

(5) 土地利用関連諸施策の充実

土地活用の円滑な基盤づくりに向けて、住民や事業者が土地情報を容易にわかりやすく把握でき、情報を共有化されるよう、地籍調査事業を推進します。

施策	主要事業
道路・交通網の整備	国道・県道整備事業（県事業）
	道路整備事業
	橋梁整備事業
	地域バス運行事業（再掲）
	公共交通機関整備事業
消防・防災体制の充実	防災行政無線整備事業
	消防・防災施設整備事業
	河川整備事業
交通安全・防犯体制の充実	歩道整備事業
土地利用関連諸施策の充実	地籍調査事業

6 みんなでつくるまちづくり



(1) コミュニティ活動の充実

新市が活力に満ち、活気あふれるまちになるには、各地域でのコミュニティ活動を活発化していくことが必要です。

自治会をはじめ、ボランティア団体や民間非営利組織（NPO）等の活動の拠点となるコミュニティ施設の整備を進めます。また、地域のリーダーの育成や子ども会活動、高齢者のふれあい活動、健康づくり活動等、地域コミュニティ活動を支援します。

(2) 住民のまちづくりへの参画

住民のまちづくりへの参画を促すには、広報の充実と情報の公開が欠かせません。情報の電子化等を進め、情報の公開を積極的に行います。

また、各種計画づくりや事業の実施については、住民の意見や要望を反映させるとともに、計画段階から住民の代表者の参画を求め、住民主体のまちづくりを進めます。

(3) 行政サービスの効率化

組織や業務内容を見直し、簡素で効率的な行政運営に努めます。また、情報の電子化、様々な機関との情報のネットワークの構築等、住民との情報の共有化を進め、質の高い行政サービスを効率的に提供します。

施策	主要事業
コミュニティ活動の充実	コミュニティ施設整備事業
行政サービスの効率化	電算システムの統一・運用
	住民情報ネットワーク事業
	L G W A N 対応ネットワーク事業
	庁舎及び周辺公共施設整備事業

VI 新市における三重県事業の推進

1 三重県の役割

三重県は、新市と連携しながら、新市の一体性を高めるための事業を推進するとともに、合併に伴い発生する財政需要について、新市の負担を軽減するため、市町村合併支援交付金制度等により新市のまちづくりの支援を行う方針です。

2 新市における三重県事業

- 1) V章で述べた主要事業のうち、三重県が事業主体となつて行う事業は次のとおりです。

施策	主要事業
公園・緑地・広場の整備	員弁川河川近隣公園緑地整備事業
道路・交通網の整備	国道365号(員弁バイパス)道路改築事業
	国道421号道路改築事業
	主要地方道南濃北勢線道路改築事業 一般県道東貝野南中津原丹生川停車場線道路改築事業

※ 国道421号道路改良事業は、滋賀県との連携事業

- 2) 新たに整備の必要がある事業は次のとおりであり、今後、事業の実施主体・実施手法なども含め検討を行い、事業化に向け推進を図ります。

施策	主要事業
道路・交通網の整備	桑員山麓道路(新市構想路線)
	員弁・大安連絡道路(新市構想路線)

VII 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の整備と運営を進めていく必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮して逐次検討を行います。なお、これらの検討・整備に当たっては、住民の意向を十分に考慮します。

その際、新市の一体的・効率的な都市運営はもとより、地域の特性やバランスと財政的事情等を考慮しながら、随時検討、整備を進めることを基本とします。

さらに、新たな公共的施設の整備についても、財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。

なお、新市の事務所については、当面は、既存施設の有効利用の観点から員弁町役場に置くものとします。

また、合併以前の町役場については、住民生活に密着した行政サービスを提供するため、支所機能を有する施設として存続させ、ネットワーク整備の強化等を図っていくとともに、その他の公共的施設との複合的な利用を図るなど、既存施設の有効活用を検討します。

ただし、社会経済情勢及び財政状況の変化に伴い、新市を取りまく環境が変わったときには、新たな公共的施設及び事務所の効果や効率性の再検討をします。

VIII 財政計画

1 前提条件

新市における財政計画は、平成 16 年度から平成 30 年度までの 15 年間について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績等により、普通会計ベースで策定したものです。なお、歳入・歳出の主な前提条件は、次のとおりです。

(1) 歳 入

① 地方税

市税として、現行税制度を基本として算定し、これまでどおりの歳入を見込んでいます。

② 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る交付税措置を見込んでいます。

③ 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により算定しています。

④ 国庫支出金、県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績等により算定し、新市建設計画事業分を加えました。さらに合併に係る財政支援（合併市町村補助金、市町村合併支援交付金）を見込んでいます。

⑤ 繰入金

繰入金については、他会計への繰出金の財源としての必要分を見込んでいます。

⑥ 地方債

地方債については、新市まちづくりプラン（新市建設計画）における主要事業の実施に伴い、合併特例債を活用していきます。

(2) 歳 出

① 人件費

人件費については、合併による特別職職員の減及び合併後退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減を見込んでいます。

② 物件費

物件費については、過去の実績等により算定します。

③ 扶助費

扶助費については、過去の実績等により算定しています。

④ 補助費等

補助費等については、過去の実績等により算定しています。

⑤ 公債費

公債費については、平成 15 年度までの地方債に係る償還予定額に、平成 16 年度以降の、新市まちづくりプラン（新市建設計画）における主要事業等の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

⑥ 積立金

積立金については、合併後の市町村の振興のための「合併市町村振興基金」への基金積立を見込んでいます。

⑦ 繰出金

繰出金については、他会計への繰出金を見込んでいます。

⑧ 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市まちづくりプラン（新市建設計画）における主要事業に係る普通建設事業及び主要事業以外の普通建設事業を見込んでいます。

■ 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地方税	8,080	8,481	9,010	9,462	9,553	8,560	8,355	8,500	8,655	8,655	8,655	8,655	8,655	8,655	8,655
地方譲与税	413	500	713	331	319	300	294	286	267	267	267	267	267	267	267
利子割交付金	75	74	72	80	49	42	42	41	33	38	38	38	38	38	38
地方消費税交付金	471	435	454	455	449	486	485	490	495	491	491	491	491	491	491
ゴルフ場利用税交付金	217	201	200	206	197	191	183	179	166	166	166	166	166	166	166
自動車取得税交付金	226	232	226	214	194	104	96	80	94	94	94	94	94	94	94
地方特例交付金	267	292	257	67	103	125	96	97	26	26	26	26	26	26	26
地方交付税	2,569	2,249	2,212	1,994	2,148	2,283	2,940	3,724	3,820	3,614	3,617	3,049	2,628	2,198	1,795
交通安全対策特別交付金	7	8	8	8	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6
分担金及び負担金	253	260	258	240	248	275	292	302	306	306	306	306	306	306	306
使用料	80	90	130	103	115	107	102	82	106	106	106	106	106	106	106
手数料	63	66	66	65	72	76	74	77	74	74	74	74	74	74	74
国庫支出金	1,788	1,303	1,282	1,248	1,256	1,975	2,068	1,732	2,244	2,158	1,793	1,979	2,453	2,095	1,916
県支出金	764	704	669	784	787	839	918	896	854	983	854	854	854	854	854
財産収入	429	59	55	117	114	87	74	91	62	52	52	52	52	52	52
繰入金	161	113	1,294	948	1,781	1,687	645	94	82	3,047	33	34	37	39	39
諸収入	3,356	2,131	2,070	1,922	1,761	2,250	2,615	2,095	1,949	1,775	2,370	2,446	2,802	2,420	1,441
地方債	4,738	2,997	1,765	1,906	2,492	832	2,807	2,153	3,350	4,424	2,571	1,435	2,138	4,073	3,940
歳入合計	23,957	20,194	20,742	20,147	21,645	20,224	22,092	20,925	22,589	26,282	21,519	20,078	21,193	21,960	20,266

※H16～H24 は決算額、H25～H30 は計画額

■ 歳 出

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人件費	3,409	3,441	3,428	3,494	3,407	3,200	3,160	3,092	3,023	2,967	2,898	2,878	2,878	2,878	2,878
物件費	3,598	3,675	3,698	3,623	3,230	3,088	3,087	3,132	3,211	3,212	3,212	3,212	3,212	3,212	3,212
維持管理費	249	214	178	166	155	148	228	175	104	105	105	105	105	105	105
扶助費	1,057	1,121	1,148	1,240	1,302	1,341	1,950	2,072	2,556	2,623	2,691	2,761	2,833	2,907	2,983
補助費等	1,822	1,885	1,990	2,177	2,541	3,330	2,381	2,384	1,917	1,917	1,917	1,917	1,917	1,917	1,917
公債費	1,750	1,736	2,079	2,375	2,556	2,279	2,256	2,250	2,196	2,985	3,047	2,001	1,910	1,814	1,789
積立金	3,494	913	1,863	845	738	1,029	2,711	2,287	2,587	3,719	1,076	1,116	1,286	1,096	606
投資及び出資金・貸付金	9	9	21	39	9	5	5	5	69	3	3	3	3	3	3
繰出金	1,801	1,727	2,000	2,013	2,265	2,286	2,308	2,335	2,351	2,238	2,389	2,392	2,439	2,506	2,508
普通建設事業費	4,947	3,699	2,706	2,709	3,461	1,148	2,157	1,489	3,043	4,367	2,076	1,200	2,500	4,400	3,900
歳出合計	22,136	18,421	19,112	18,680	19,666	17,855	20,244	19,221	21,057	24,136	19,414	17,585	19,083	20,838	19,901

※H16～H24 は決算額、H25～H30 は計画額